



名古屋市有料自転車駐車場



指定管理者 募集要項



令和 7年 7月

名古屋市緑政土木局

目次

はじめに 1

1	対象施設	2
2	管理運営方針	4
3	業務の内容	5
4	応募の資格	6
5	管理の基準	8
6	指定期間及び管理経費	20
7	名古屋市と指定管理者の責任分担	24
8	損害賠償責任	25
9	自主事業	25
10	指定の取消し	25
11	応募方法	27
12	応募に関する留意事項	31
13	選定方法	33
14	スケジュール	38
15	協定の締結	38
16	その他	40

問い合わせ先

裏表紙

はじめに

名古屋市では、放置自転車のない安全な道路空間の確保を目的として、昭和 51 年度より自転車駐車場の整備を開始し、平成 6 年度からは駅周辺自転車駐車場の有料化をすすめてきました。管理運営手法については、市長の附属機関である名古屋市自転車等駐車対策協議会から提言を受けて、指定管理者制度による有料自転車駐車場の管理運営を平成 28 年 10 月から開始し、現在に至っています。

管理運営開始以後、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への転換、デジタル化の推進、自転車及び利用者ニーズの多様化等、有料自転車駐車場を取り巻く環境は変化してきています。

今回募集する指定期間においては、常に質の高いサービスを提供するため、遠隔でのサポート体制やキャッシュレス決済、定期利用のインターネット申込み等の ICT の活用を図るとともに、無料時間帯の設定及び立地や利用時間に応じた料金設定などの柔軟な料金体系の積極的な導入、幅広い年齢層の利用者や幼児用座席付自転車（いわゆる子供乗せ自転車）の利用者等も駐車しやすい車室やラックの設置により、放置自転車対策への効果の発揮や多様化する利用者ニーズへの的確な対応を目指しています。

本募集は、以上のことを踏まえて、名古屋市有料自転車駐車場条例（平成 27 年名古屋市条例第 70 号。以下「条例」といいます。）第 13 条第 1 項に基づき、有料自転車駐車場の管理運営を行う指定管理者を募集するものです。

1 対象施設

(1) 募集の単位

本募集では、市内の鉄道駅 132駅を 3ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに指定管理者を募集します。

複数のブロックに応募を希望する場合は、それぞれのブロックごとに申請が必要です。

(2) 施設の概要等

募集を行うブロックの詳細は、次表のとおりです。

ブロック名	駅 数	対象自転車駐車場	摘 要
東 山 線	高畑駅 はじめ33駅	※各駅の有料自転車駐車場設置状況は、別添 1「ブロック別対象駅」をご覧ください。	※自転車駐車場の規模、管理の条件等詳細については、別添 2「施設・設備概要書」及び別添 4「駐車場別留意事項」をご覧ください。
名 城 線	金山駅 はじめ63駅		
鶴舞・桜通線	上小田井駅 はじめ36駅		

(3) 駐車対象

自転車、原動機付自転車（以下「原付」※1という。）及び小型自動二輪車 ※2

※1 原付とは、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 2条第 1項第10号に規定する原動機付自転車で白色標識のものです。

※2 小型自動二輪車とは、道路交通法第 3条に規定する普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、総排気量 125cc以下のもの又は定格出力1.00kw以下のものです。

(4) 道路上の自転車駐車場

道路上の自転車駐車場については、これまでは原則、道路法(昭和27年法律第 180号) 第32条第 1項の規定に基づく道路占用許可を受けて設置されており、指定管理対象施設ではありませんでしたが、今回募集する駅についてはこれらを公の施設とした上で、指定管理対象施設とします。これにより道路占用料は発生しないこととなり、また、本市が管理する道路上で設置工事を行う場合は道路法第24条の規定によるものとなります。

(5) 無料駐車場等

無料自転車駐車場は指定管理者による管理の対象外ですが、今回募集の指定期間中に無料自転車駐車場の有料化を実施する必要が生じ、指定管理者による管理運営が適切であると判断した場合は、原則として、当該自転車駐車場の属する駅を含むブロックの指定管理者により、整備・管理運営を行っていただきます。なお、有料自転車駐車場の新設又は増設についても同様の取扱いとします。

2 管理運営方針

(1) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減と利用率の向上を図り、以って放置自転車の抑制に資することを目標とします。

(2) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で、全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持し、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行います。

(3) 運営方針

- ア 利用者の安全を確保し、施設の適正な維持管理に努めます。
- イ 自転車等の放置対策に資する施設として利用促進に努めます。
- ウ 多様な利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映させます。
- エ 円滑な管理運営を保持しつつ、管理経費の節減に努めます。
- オ 苦情のない施設運営に努めます。

3 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。各業務の詳細については、別途配布する「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者業務仕様書」（以下「有料仕様書」といいます。）を参照してください。

- (1) 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること。
- (2) 有料自転車駐車場の利用料金に関すること。
- (3) ラック及び料金徴収機等の設置及び管理に関すること。
- (4) 有料自転車駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関すること。
- (5) 災害や事故等、緊急時の対応に関すること。
- (6) 事業計画書及び収支予算書に関すること。
- (7) 事業報告書及び収支決算書に関すること。
- (8) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査に関すること。
- (9) 業務の引継ぎに関すること。
- (10) その他有料自転車駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

4 応募の資格

(1) 応募の要件

応募者は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」といいます。）又は複数の法人等により構成されるグループとし、200台以上の規模を一体管理する体制の有料自転車駐車場で、利用者から駐車料金を徴収するものについて、過去に同一箇所で連続3年以上の管理実績を有することが必要です。個人での応募は受け付けません。複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成団体のいずれかが上記の管理実績を有していれば、応募することができるものとします。なお、グループで応募する場合は、当該グループの構成団体の中から代表法人等を定めてください。

グループでの応募にあたっては、単独で応募した法人等は、同一ブロックにグループで応募する場合の構成団体となることはできません。また、同時に同一ブロックに応募する複数のグループの構成団体となることもできません。

(2) 応募者の制限

次の項目のいずれかに該当する法人等は、応募資格を有しません。また、次の項目のいずれかに該当する法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。応募資格を有しない者の行った提案については無効とします。なお、才及びセを除く項目は、応募書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 募集の公表を開始した日から候補者選定（選定結果の通知の日を指す。以下同じ。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がある者。

カ 法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により名古屋市

又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2 年を経過しない者。

ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者。

ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（各保険について加入する義務がない者を除く）。

コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人。

サ 直近の決算において債務超過となっている法人。

シ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等である場合は、当該組合の組合員が本公募に参加しようとするものでないこと。

ス 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101号。以下「規則」といいます。）第14条に定める「指定管理者選定委員」（P.36）に掲げる指定管理者選定委員が経営又は運営に直接関与している者

セ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19総行経第 9号）に基づく排除措置対象法人等。

※ 指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

有料自転車駐車場は、条例に基づき設置された公の施設です。指定管理者は、条例等関係法令（条例、規則、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則、道路法、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法、その他関係法令等）を遵守し、自転車駐車場の設置目的に沿って、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行っています。

(2) 本店、支店又は営業所等の設置

指定期間中は名古屋市内に本店、支店又は営業所等を設置してください。

(3) 職員の配置等

有料自転車駐車場利用の案内や定期利用申込みの受付、減免対応、トラブル対応、場内整理、不正利用対策等、良好な利用環境を維持するために必要な人員を配置するなどしてください。ICTの活用や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車駐車場への職員の常駐を必要とするものではありません。

(4) 料金徴収機等の設置時期

料金徴収機等の設置は、指定期間の開始日以降速やかに開始し、令和 9年 9月30日までに設置を完了してください。ただし、設置開始時期については、現管理者との協議により、これによらない取り扱いとすることができるものとします。令和 9年 9月30日以前でも、料金徴収機を設置した箇所から 1回利用料金の徴収を順次開始し、令和 9年10月 1日からは全ての自転車駐車場で 1回利用料金の徴収を開始してください。なお、設置期間中は各駅において、自転車駐車場の全てを閉鎖することなく、必要な台数が利用可能な状態にしてください。料金徴収機が未設置の箇所は利用料金を徴収しないこととすることができます。

(5) 料金徴収機等のリース

料金徴収機等の設置は、指定管理者とリース会社によるリース契約ができます。リース契約により料金徴収機等を調達する場合、機器の能力に関する提案とともに、リース会社も記載してください。

(6) 地下鉄駅構内への定期更新機等の設置

地下鉄駅構内については、改札外の支障とならない位置に定期更新機等を設置できる場合があります。

ただし、設置のために必要となる工事費、維持管理費及び電気料金については指定管理者の負担となるほか、指定管理者の責任において名古屋市交通局から行政財産の使用許可を受ける必要があります。使用許可には使用料が発生します。

設置箇所で名古屋市交通局が公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、使用許可は取り消し又は変更されることがあります。この場合において指定管理者に損失が生じても、名古屋市交通局はその補償をしないものとします。

詳しい条件は、名古屋市交通局にご確認ください。

(7) 自転車駐車場の整備

ア 一回利用及び定期利用整備台数

十分な収容台数を確保した上で、一回利用及び定期利用の割合や設置箇所を指定管理者が決めることができます。なお、収容台数の算定については別添 3「管理実績」を参考にしてください。整備にあたっては、次記イ、ウの利用枠の設置をはじめ、様々な利用ニーズを勘案し全ての利用者が利用しやすい配置としてください。

各駅自転車駐車場における一回利用と定期利用の配置箇所及び収容台数並びに料金徴収機等の配置箇所及び配置台数を配置図で示すとともに、ラック及び料金徴収機等を配置した整備予定が分かる各自転車駐車場の詳細図面も示してください。なお、名古屋駅自転車駐車場及び国際センター駅自転車駐車場の詳細図面の作成にあたっては、別添 4「駐車場別留意事項」を参照してください。

道路上の自転車駐車場については、十分な収容台数を確保することを前提に、区画の一部について整備しないことも可能です。整備しない区画がある場合は、配置図及び詳細図面に区画を示した上で、×印等で整備しないことが分かるように示してください。

イ 身体障害者等用の利用枠

身体障害者等の利便性を考慮した上で、身体障害者等用の自転車駐車利用枠（以下「身体障害者等スペース」という。）を各駅自転車駐車場のアで採用した一回利用及び定期利用の収容台数からそれぞれ 1%以上の割合で利用しやすい箇所に設置してください。また、身体障害者等スペースであることを明示してください。設置場所については、各駅自転車駐車場ごとに配置図及び詳細図面で示してください。

身体障害者等スペースの自転車 1台あたりの幅は、60cm以上とし、ラックを設置しないか、電磁ワイヤーロック式ラックを設置する等、身体障害者等が自転車を駐車しやすい構造としてください。

身体障害者等とは、(11) ウの減免対象③及び⑥から⑫までの利用者のうち、通常のラックを利用することが困難と申し出た利用者をいいます。

身体障害者等スペースは、身体障害者等以外の人は利用できないようにその旨の表示をするとともに、身体障害者等以外の利用者には駐車しないよう指導をしてください。

ウ 高齢者及び子供乗せ自転車利用者用の優先利用枠

高齢者及び幼児用座席付自転車利用者それぞれの優先用の自転車駐車利用枠（以下それぞれを「高齢者優先利用スペース」「子供乗せ自転車優先利用スペース」といい、合わせて「優先利用スペース」といいます。）を、一回利用・定期利用ともに各駅自転車駐車場に設置してください。設置台数は各駅自転車駐車場の利用状況等に応じた必要な台数としてください。また、優先利用スペースであることを明示してください。設置場所については、各駅自転車駐車場ごとに配置図及び詳細図面で示してください。

優先利用スペースの自転車 1台あたりの幅は、60cmを目安とし、ラックを設置しないか、高低差がなく勾配の少ないラック又は電磁ワイヤーロック式ラックを設置する等、優先利用対象者が自転車を駐車しやすい構造としてください。

優先利用スペースは、優先利用対象者の利用が優先されるようにその旨の表示を行うとともに、優先利用対象者以外の利用者は他の駐車スペースに誘導してください。

エ 小型自動二輪車利用者用の優先利用枠

小型自動二輪車の駐車を受け入れる自転車駐車場においては、原付のみ利用可能な利用枠（以下「原付専用利用スペース」といいます。）と、原付も利用可能で小型

自動二輪車の利用を優先する利用枠（以下「小型自動二輪車優先利用スペース」といいます。）を設置してください。設置場所については、各駅自転車駐車場ごとに配置図及び詳細図面で示してください。小型自動二輪車優先利用スペースは、定期利用は必ず設置し、一回利用については必要に応じて設置してください。小型自動二輪車の駐車を受け入れる自転車駐車場は、別添 2「施設・設備概要書」をご覧ください。ただし、自転車駐車場の構造上、全長・全幅や重量により一部の小型自動二輪車は利用できない可能性があるため、各自転車駐車場の利用案内等にその旨を明記してください。

原付専用利用スペース又は小型自動二輪車優先利用スペースであることを表示するとともに、小型自動二輪車の利用枠を確保するために原付利用者を原付専用利用スペースに誘導するよう努めてください。

なお、小型自動二輪車の駐車を受け入れる自転車駐車場は、指定期間開始後の状況により今後も追加することがあります。

オ シェアサイクルポート

一部の自転車駐車場において、本市と協定を締結したシェアサイクル事業者が公共的に利用するためのシェアサイクルポート（以下単に「シェアサイクルポート」といいます。）を設置します。シェアサイクルポートを設置する自転車駐車場及び箇所については、別添 5「シェアサイクルポート位置図」を参照してください。

シェアサイクルポートにおいてはシェアサイクル事業者が機器を設置するため、指定管理者は駐車器具を設置しないでください。

シェアサイクルポートは自転車駐車場の定期利用枠とします。シェアサイクルポートの管理については、各シェアサイクル事業者と調整の上で行ってください。シェアサイクルポートに係る定期利用料金については指定管理者が各シェアサイクル事業者と調整し、本市と協議の上で決定してください。

なお、シェアサイクルポートを設置する自転車駐車場は、指定期間開始後の状況により今後も追加することがあります。

カ 整備条件等

- (ア) 歩道上のラックの向きは、現地自転車駐車場の道路標示に従うものとし、利用者が容易に自転車を出し入れでき、歩行者が安全に歩道を通行できる機構、構造としてください。
- (イ) 歩道上以外の自転車駐車場においてラックを設置しない場合の自転車 1台あた

りの幅は、60cm以上としてください。

(ウ) 幅が広いタイヤの自転車等、電磁ロック式ラック等の通常のラックに駐車できない自転車が駐車可能な箇所を設けてください。

(I) 原付には電動キックボード（※）も含まれるため、電動キックボードが駐車可能な箇所を設けてください。なお、歩道上における駐車にあたっては、交通規制により自転車に含まれることに留意してください。

※ 道路交通法第 2 条第 1 項第10号口の特定小型原動機付自転車及び同号イの一般原動機付自転車に該当するものをいいます。

(オ) 令和 7 年 4 月の道路交通法施行規則の改正により、いわゆる新基準原付（構造上出ることができる最高出力が4.00kW以下の原動機を有する総排気量50cc超125cc以下の二輪車）が原付に含まれているため、これに対応する駐車器具等としてください。ただし、自転車駐車場の構造上、従来の原付を受け入れている自転車駐車場でも、全長・全幅や重量等により一部の新基準原付は利用できない可能性があるため、各自自転車駐車場の利用案内等にその旨を明記してください。

(カ) 原付及び小型自動二輪車の利用枠は、自転車駐車場の出入口に近い箇所に設置するよう努めてください。

(8) 管理事務所の設置及び使用

管理事務所の設置は必須ではありません。

現在、本市により設置されている管理事務所については、有料自転車駐車場の現地管理運営を目的として使用することができます。ただし、使用しない場合についても、定期的な保守点検を実施し、必要に応じ修繕を行ってください。なお、指定管理者が新たに管理事務所を設置する場合は、その費用は指定管理者の負担とします。ただし、道路上の自転車駐車場内には設置できません。

管理事務所を設置しない場合は、利用案内、定期利用申込みの受付、減免対応、トラブル対応ができる体制を構築し、これらの対応方法を現地に掲示してください。また、巡回等により適宜、場内整理、不正利用対策を行ってください。

(9) 照明のLED化

照明については、指定管理者の費用負担により令和12年 3月31日までにすべてLED化してください。

(10) 新規有料化及び有料自転車駐車場の新設又は増設

指定期間中に無料自転車駐車場の有料化を実施する必要又は有料自転車駐車場を新設若しくは増設する必要が生じ、指定管理者による管理運営が適切であると判断した場合は、その都度、当該ブロックを管理する指定管理者に、事業計画を別途提案していただきます。

(11) 自転車駐車場の名称変更

規則の改正に伴って名称が変更となる自転車駐車場がありますが、当該駐車場に附帯して設置された看板等の表示名称は指定管理者が修正してください。なお、その費用は指定管理者の負担とします。

自転車駐車場の現地表示名称は、規則上の名称や別添 1「ブロック別対象駅」の「旧名称」欄を参考に指定管理者により設定してよいものとします。名称に連番を付する場合は欠番のないようにする等、利用者に分かりやすい名称としてください。

(12) 利用料金の額

利用料金は、条例及び規則に基づいた料金設定としてください。また、利用料金の設定については、別添 3「管理実績」を参考にしてください。料金設定にあたっては、下記ア(ウ)の条件にも留意し、箇所により利用が大きく偏ることなどのないように柔軟な料金体系を設定するよう努めてください。

ア 一回利用

一回利用（継続する24時間以内の利用をいいます。）の利用料金（消費税等込）は、各駅自転車駐車場について下記の条件を踏まえて提案してください。

(ア) 自転車は一回利用 200円、原付及び小型自動二輪車は一回利用 400円を上限とすること。

(イ) 利用開始より 1時間以上の無料時間帯の設定をすること。

(ウ) 各駅自転車駐車場ごとの特性に応じ、自転車等の放置の防止並びに有料自転車駐車場の利用の促進及び適正な運営に資するものとなるよう十分に配慮すること。

(エ) 定期利用者を除いた上で無料時間帯の利用者や減免者を含んだ、各駅自転車駐車場の1年あたりの一回利用回数（継続する24時間以内のもの）で平均した利用者負担額（以下「各駅平均利用者負担額」という。）が、自転車は 100円、原付及び小型自動二輪車については 200円を超えることのないように設定をすること。

(オ) 各駅平均利用者負担額の実績額が、自転車は一回利用 100円、原付及び小型自

動二輪車については一回利用 200円を上回った場合は、甲乙で協議の上、必要に応じて利用料金を改定すること。

イ 定期利用

定期利用料金については、次表に掲げる定期券区分ごとに計算式で求められる額を上限として、利用期間別の料金を提案してください。ただし、利用期間は12箇月以内とし、月単位のものに限りします。

定期券の区分		計 算 式
自 転 車	一般定期券	「利用に係る月数」× 1,750 + 250
	大学生等定期券	「利用に係る月数」× 1,450 + 250
	高校生以下定期券	「利用に係る月数」× 1,250 + 250
原付及び小型自動二輪車		「利用に係る月数」× 3,000 + 500
(備考) 上限の範囲内で上記区分とは別の区分を設けることができます。		

【上限額早見表】

定期券の区分		1箇月	3箇月	6箇月	12箇月
自 転 車	一般定期券	2,000円	5,500円	10,750円	21,250円
	大学生等定期券	1,700円	4,600円	8,950円	17,650円
	高校生以下定期券	1,500円	4,000円	7,750円	15,250円
原付及び小型自動二輪車		3,500円	9,500円	18,500円	36,500円
(備考) 上記以外の利用期間とする券種を発行することもできます。					

ウ 利用料金の減免

規則第 4条に掲げる事由に該当する方が有料自転車駐車場を利用する場合は、利用料金（一回利用及び定期利用）の減免をしてください。減免の対象及び減免額は次表（令和 7年 7月現在）のとおりです。

減免の対象	減免額
①生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定により保護を受けている世帯に属する者が利用する場合	利用料金の全額
②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第 30号）の規定により支援給付を受けている者が利用する場合	
③身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
④戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用する場合	
⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合	
⑦市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）の交付を受けている者が利用する場合	
⑧難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第 7条第 4項に規定する医療受給者証の交付を受けている者が利用する場合	
⑨難病法第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者が利用する場合。	
⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8号に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4条第 1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が主務大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）の交付を受けている者が利用する場合	
⑪障害者総合支援法第51条の 7第 8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）の交付を受けている者が利用する場合	
⑫区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）の交付を受けている者が利用する場合	

※ 減免を行う場合は、申請者が減免事由に該当しているかどうかを有料仕様書に基づき確認してください。

※ 聴覚障害者の減免確認にあたっては、対面による確認、対面以外による確認ともに、音声によらず双方向で意思疎通が可能な手段又は機器を用い円滑に確認できる体制を構築するとともに、確認方法について明示してください。

エ プリペイド方式の駐車券等の料金

指定管理者はプリペイド方式の駐車券等を発行することができます。プリペイド方式の駐車券等は、当該ブロック内の自転車駐車場で原則共通のものとしてください。

プリペイド方式の駐車券等を発行する場合は、その形式、金額等を提案してください。

オ 収入額の報告

キャッシュレス決済も現金と同様に、有料仕様書で定める事業報告書の提出時までに収入額が確定している必要がありますので、ご注意ください。

(13) 一回利用料金の支払方法

一回利用料金の支払方法は原則、現金及びキャッシュレス決済の双方に対応してください。キャッシュレス決済は電子マネーやQRコード、クレジットカード等の現金以外での決済をさします。なお、キャッシュレス決済専用の料金徴収機は、一部であれば本市と協議の上、設置可能とします。また、キャッシュレス専用決済機能付ラックの設置も同様に可能とします。

(14) 定期利用の申込方法

定期利用の申込は、ウェブサイト又はアプリ及び郵送又はFAXにてできることとしてください。なお、障害者等の減免や学生料金等の適用に係る必要書類については、ウェブサイト又はアプリ及び郵送又はFAXにてあわせて確認するものとし、管理事務所等で別途確認することがないようにしてください。

(15) ウェブサイトにおける利用案内

ア 一回利用の満空情報の掲載

ウェブサイトにおいて、一回利用の自転車駐車場の満空情報を掲載してください。なお、身体障害者等スペース、高齢者優先利用スペース、子供乗せ自転車優先利用スペース等については、他のスペースとは区別して満空情報を掲載することが望ましいものとします。

イ 自転車駐車場マップの掲載

ウェブサイトにおいて、自転車駐車場マップを掲載してください。自転車駐車場

マップには、「各自転車駐車場の位置及び現地表示名称」、「駐車対象（自転車・原付・小型自動二輪車）及びそれぞれの一回利用・定期利用の別」、「身体障害者等スペース、高齢者優先利用スペース、子供乗せ自転車優先利用スペースの位置」、「一回利用や定期更新機等の料金徴収機の設置位置」の他、利用者への案内に必要な情報を示すものとします。

(16) 業務の委託

指定管理者は、第三者に対して 3「業務の内容」(P. 5) で定める業務を一括して委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で市が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(17) 市による業務評価の実施及び公表

市は毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者が提出した管理運営状況等についての書類及びヒアリングにより評価を決定します。市は毎年度実施した評価の結果を公表するとともに、次期指定管理者の選定に活用します。

業務評価の結果、指定管理者の管理水準が、市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

(18) 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納、その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(19) 年次調査

(17) 及び (18) に定める業務評価及び監査のほか、市は指定管理者による管理運営状況について施設の立ち入り調査を随時実施し、その調査結果を踏まえて指定管理者による管理の適正化を図ります。

(20) 情報の保護及び個人情報等の取扱い

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

(21) 管理用カメラの管理及び運用

指定管理者は、事故の防止、犯罪の防止等を目的として、有料自転車駐車場の特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を認識できる画像を撮影し記録する機能を有するものを設置及び運用する場合については、市が定めた、名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針（令和 7 年 4 月 1 日施行）の趣旨に従ってください。

(22) 情報の公開

公の施設の管理に関する情報公開を行うため、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」といいます。）に基づき、情報公開に関する規程を設けるなど必要な措置を市と協議の上で講じてください。

(23) 備品

備品とは、単価 50,000円（消費税等込）以上の物品のことをいいます。

指定管理者は、備品を購入又は調達し、業務の遂行のために供することができるものとします。

指定管理者が指定期間中に管理経費内で取得した備品は、すべて市の所有に属し、指定期間終了時に市に引き渡すものとします。なお、備品を取得するときは、市へ事前協議の上、承認を得てから取得し、取得後は市へ報告が必要です。

ただし、指定管理者が指定管理業務に係る経費以外の費用で購入した物品は、指定管理者の所有に属するものとし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該物品を撤去するものとします。

(24) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年 1月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとしします。なお、令和 6年 4月 1日より、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されていることに留意してください。

障害者に発行する定期券は、一般定期券と利用期間を合わせるものとしします。詳細は有料仕様書をご確認ください。

(25) 環境配慮の取組

指定管理者は、「名古屋市役所環境行動計画2030」に基づき、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組に努めてください。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

令和 9年 4月 1日から令和19年 3月31日までの10年間

(2) 管理経費

ア 有料自転車駐車場の利用料金

有料自転車駐車場の利用料金は、指定管理者の収入とします。

イ 指定管理業務に係る経費

指定管理者は利用料金の収入により有料自転車駐車場を管理運営していただきます。

なお、指定管理業務を行うための経費は以下のものを含みます。

(ア) 光熱水費等

有料自転車駐車場で発生する光熱水費及び通信料は指定管理者の負担となります。

(イ) 施設の維持修繕及び保守点検等

維持管理及び修繕に関する業務に要する費用の負担は、有料仕様書に定めるところによります。

各施設の構造、設備等については別添 2「施設・設備概要書」を参照してください。

(ウ) 公租公課等

事業所税の取扱いについて、当該指定管理事業は事業所税の課税対象となります。従業者割について非課税となるもののうち、地方税法第 701条の34第 3項第28号の規定に該当する都市計画自転車駐車場については、別添 6「都市計画自転車駐車場一覧」を参照してください。また、法人税、法人県・市民税、利用料金に係る消費税等及び指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

(I) 共同ビル等の包括管理業務

共同ビル等の包括管理業務に係る費用については、別添 7「共同ビル等の包括管理業務実績」を参照してください。

ウ 指定管理料等

(ア) 金額の決定

指定管理料及び指定管理納付金（以下「指定管理料等」といいます。）は、事業計画書及び収支予算書において提示のあった金額を参考に、年度協定の締結までに市と指定管理者で協議を行い、市の予算の範囲内で決定します。指定管理料は当該施設の収支予算に基づく支出に充当するものであって、指定管理者は、その目的以外に使用することができません。

収入が支出を下回る場合については、市は指定管理者に指定管理料を支払いますが、収入が支出を上回る場合については、その上回る部分を指定管理納付金として市に納付していただきます。

(イ) 金額の変更

- a 指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、物価水準の大幅な変動、その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料等を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料等を変更できるものとします。
- b 指定期間中に、受益者負担の適正化を図るため条例に定める利用料金の額が改定された場合は、これに基づく収支計画を提出してください。市と指定管理者は、協議の上、協定変更を行い、新たな指定管理料等を決定するものとします。
- c 当該ブロックに含まれる駅に有料自転車駐車を新設する場合については、当該ブロックを管理する指定管理者が、当該有料自転車駐車場に関する収支計画を提出してください。市と指定管理者は、協議の上、協定変更を行い、新たな指定管理料等を決定するものとします。
- d 賃金水準の変動への対応として、指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下、同じ。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料等に反映がなされます（変動分がマイナスの場合も指定管理料等に反映されます。）。また、その際、当初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

指定管理者の公募にあたり、応募者は、「対象人件費等計算書」（様式10）に必要事項を記入のうえ提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく指定管理料等の変更を希望する場合は、別途申請書が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」をご参照ください。

(<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>に掲載)

(ウ) 精算

各年度終了時において、原則として指定管理料等の精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

(I) 管理経費減額分の返納

年度当初の計画が実施できなかったことにより、実際の管理経費が減額された場合、減額分は市に返還するか、指定管理納付金に加えて市に納付するものとします。

(オ) 指定管理料の上限額または指定管理納付金の下限額

市から支払う指定管理料の上限額または市に納付すべき指定管理納付金の下限額は、消費税及び地方消費税を含めて、次表のとおりとします。**次表の条件を満たさない提案については、無効とします。**

ブロック名	指定管理料等（全指定期間合計）
東 山 線	市から指定管理者に対し、指定管理料を37,031,000円まで支払うものとします。
名 城 線	市から指定管理者に対し、指定管理料を61,344,000円まで支払うものとします。
鶴舞・桜通線	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を98,375,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。

エ 収支計画を超える収益があった場合の還元策及び還元金

提案した収支計画を超える収益があった場合は、利用者のための施設の利便性向上又は自転車に関する利用啓発等の還元策を実施するか、本市へ還元金を納付してください。還元策又は還元金は、収支計画を超える収益の 5割以上とします。

オ 管理口座

法人等若しくはグループが通常使用している口座とは別の口座で管理してください。

カ 消費税等について

指定管理料等の積算の見積もりにあたっては、現行税率（10%）をもとに算定のうち、収入は消費税込みの額を記載し、支出は各区分においては消費税を含まない金額を記載した上で、消費税はまとめて別に一つの区分に記載してください。年度協定書に定める指定管理料等の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率を適用し、協議の対象額とします。

キ その他

修繕は市への事前協議の上で行うものとし、費用負担及び執行は有料仕様書の分担表によります。ただし、市の費用負担は、予算の範囲内とします。

7 名古屋市と指定管理者の責任分担

指定管理業務に係る市と指定管理者の責任分担は、次の責任分担表のとおりとします。
 なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、責任分担を決定するものとします。

【責任分担表】

項 目	内 容	責任分担	
		市	指定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	有料仕様書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由による場合	有料仕様書 3（4）による	
料金徴収機等	機器の設置及び管理（修繕及びその費用負担を含む）		○
第三者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎに係る費用		○

8 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失による場合のほか、施設の管理瑕疵によって、市又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任は指定管理者が負います。詳細は有料仕様書によります。

9 自主事業

その他、有料自転車駐車場の利便性向上や設置趣旨に照らし、指定管理者の責任のもと、自主事業を実施することができます。自主事業に係る運営経費は指定管理業務に係る経費に含むことはできず、利用料金及び指定管理料を充てることもできません。自主事業の実施にあたり、自主事業の収益の還元策についても合わせて提案してください。なお、提案した事業は必ず実施できるということではありません。また、道路上の自転車駐車場においては、道路占用許可の対象ではない事業を実施することはできません。

10 指定の取消し

- (1) 指定管理者の指定を受けた法人等若しくはグループが、正当な理由なく協定の締結に応じない場合又は管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その際、市が受けた損害・損失及び追加費用については、指定管理者が負担することとします。
- (2) 指定管理者が市の指示に従わないとき又は次の事項に該当し指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるときは、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止（以下「指定の取消し等」といいます。）を命ずることがあります。
 - ア 指定管理者が、条例又は規則、協定その他関係法令に違反したとき。
 - イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は協定期間内に履行する見込みがないと市が判断したとき。
 - ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、本市職員の職務の執行を妨げたとき。

エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき。

オ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めたとき。

カ 指定管理者から指定の取り消しの申し出があり、その理由を正当と市が認めたとき。

(3) 市は、(2) アからオまでの規定により指定の取消し等を命じた場合、指定管理者に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与します。

(4) 市が、(3) の規定による弁明機会付与の後、なお指定を取り消す場合、指定管理者は、指定管理料を返納又は指定管理納付金相当額を納付の上、当該年度の収支予算の支出合計額（指定管理納付金は除きます。）の 100分の10を違約金として納付するものとします。

(5) 指定の取消し等を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市は負担しません。

(6) 指定の取消し等を命じた場合において、市の被った損害・損失や費用については、指定管理者の負担によるものとします。

(7) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに、市に報告するものとします。この場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、改善策の提出及び実施を求めます。なお、一定期間内に改善することができないときは、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(8) 自然災害等の不可抗力、その他市又は指定管理者いずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行います。なお、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定を取り消すことがあります。その際に発生した損害等の負担については、市と指定管理者の協議により決定します。

11 応募方法

(1) 募集要項等の公開

募集要項等は令和 7年 7月18日（金）から市公式ウェブサイトに掲載します。

(2) 公募説明会

募集要項等に関する公募説明会を次のとおり行います。当日は募集要項等の資料は配付いたしませんので、市公式ウェブサイトから資料を印刷の上、ご持参ください。なお、参加人数は法人等若しくはグループごとに 2名までとします。

ア 開催日時

令和 7年 8月 7日（木）午後 2時から

イ 開催場所

名古屋市役所西庁舎 12階 西12E 会議室

(3) 施設説明会

指定管理の対象施設について現地での説明会はいりません。自転車駐車場利用者の利用や通行を妨げたり、現地係員に聞き取りを行う等、現地の管理運営に支障をきたす行為を行わないようにご留意いただいた上で、必要に応じて各自で対象施設を確認してください。なお、確認できる範囲は、一般の利用者が立ち入ることのできる範囲に限ります。

(4) 説明会参加申込み

公募説明会に参加希望の方は、令和 7年 7月31日（木）午後 5時までに公募説明会参加申込書（様式 4）を「問い合わせ先」（裏表紙）まで郵送（期限内必着）、持参又は電子メールにて送付してください。なお、電子メールにて送付する場合は通信管理機能等で送達を確認してください。

(5) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間

令和 7年 8月 7日 (木) から令和 7年 8月21日 (木) まで

イ 受付方法

質問票(様式 5)に質問事項を記入の上、「問い合わせ先」(裏表紙)まで電子メールにて送付し、通信管理機能等で送達を確認してください。

ウ 質問回答

質問に関する回答は、市公式ウェブサイトにて、令和 7年 9月19日(金)までを目途に回答します。

(6) 参加表明

応募しようとする法人等若しくはグループは、次の項目に従い書類を提出してください。期限までに必要書類の提出がない場合は、本募集に応募することができませんのでご注意ください。

ア 受付期間

令和 7年 7月18日(金)から令和 7年10月 3日(金)のうち午前 9時から午後 5時まで。

ただし、名古屋市の休日进行を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

「問い合わせ先」(裏表紙)までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「問い合わせ先」(裏表紙)まで送付してください。(期限内必着)

ウ 提出書類

「応募書類一覧」(p30)の「参加表明時に提出」の項目に記載のとおり

エ その他

グループで応募する場合は、「共同事業体協定書兼委任状」を除く書類は構成団体ごとに提出してください。

応募書類一覧のデータ欄に○がついているものについては、様式のデータ形式に合わせ、マイクロソフトWORDデータ(2016以前のバージョン)をCD-ROM又はDVD-ROMに保存して、書類と合わせて提出してください。データ形式は、PDFデータや画像データ等での提出は不可とします。

(7) 指定管理者指定申請書の受付

ア 受付期間

令和 7年11月 6日（木） から令和 7年11月13日（木） のうち午前 9時から午後 5時まで

ただし、休日を除きます。

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

「問い合わせ先」（裏表紙）までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「問い合わせ先」（裏表紙）まで送付してください。（期限内必着）

ウ 提出書類

「応募書類一覧」（p30）の「指定管理者指定申請時に提出」の項目に記載のとおり

エ その他

応募書類一覧のデータ欄に○がついているものについては、様式のデータ形式に合わせ、マイクロソフトWORDデータ又はマイクロソフトEXCELデータ（いずれも2016以前のバージョン）をCD-ROM又はDVD-ROMに保存して、書類と合わせて提出してください。データ形式は、PDFデータや画像データ等での提出は不可とします。

【応募書類一覧】

参加表明時に提出

No.	応募書類	様式・枚数	データ	提出部数	
				正	副
1	名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿	様式 1 : 1頁	○	1	7
2	法人等の概要	様式 2 : 1頁	○	1	7
3	共同事業体協定書兼委任状	様式 3 : 1頁	—	1	7
4	●法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ●法人等のパンフレット	—	—	1	7
5	法人にあっては、 ●法人の登記簿謄本 ●過去 3年間の以下の書類 (1) 法人税納税証明書、法人市民税納税証明書、固定資産税納税証明書及び消費税納税証明書、法人税申告書の写し (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）及び注記等 (5) キャッシュフロー計算書（作成している者のみ） その他の団体にあつては、 ●応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 3年間の収支決算書 (注) 法人及びその他団体の共通事項として、会計監査を受けている場合は、会計監査の監査報告書を添付してください。	—	—	1	7

必要に応じて提出

6	名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募説明会参加申込書	様式 4 : 1頁	○	1	—
7	質問票	様式 5 : 1頁	○	—	—

指定管理者指定申請時に提出

8	名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書	様式 6 : 1頁	—	1	13
9	宣誓書	様式 7 : 1頁	—	1	13
10	事業計画書	様式 8	○	1	13
11	収支計画表	様式 9	○	1	13
12	対象人件費等計算書	様式10	○	1	13

選定結果公表後に提出（候補者に選定された団体のみ）

13	提案の概要	様式11 : 1頁	○	1	—
----	-------	-----------	---	---	---

12 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

募集要項及び有料仕様書の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出してください。

(2) 重複提案の禁止

応募単位のブロックごとに、一つの法人等若しくはグループにつき応募は 1 件とし、複数の応募はできません。

(3) 応募内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。また、選定手続きを経て選定された法人等若しくはグループが指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しません。

(7) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属し、指定管理者に決定した後は市に帰属します。また、選定されなかった応募書類の著作権は、当該応募者に帰属します。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。なお、応募書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。また、候補者については、情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」（様式11）を作成し、名古屋市会において指定管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとし、ます。

(9) 事業計画書記載にあたっての留意点

- ア できるだけ具体的に記載してください。
- イ 法人等若しくはグループにおいて、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ウ 業務の内容については、募集要項及び有料仕様書等を参照してください。
- エ 収支計画表については、指定管理に係る有料自転車駐車場、自主事業についてそれぞれ作成してください。なお、有料自転車駐車場については、各駅自転車駐車場及びブロック全体についてそれぞれ作成してください。
- オ 応募書類に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

(10) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

- ア 選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定に係る接触の事実が認められるなど、選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 応募期間内に決められた様式で書類の提出がなかった場合
- エ 候補者選定までに募集要項 4（2）ア～セの項目に該当した場合
- オ その他不正行為があったと認められる場合

(11) その他

- ア 提案された項目について、本市の承認を受けた内容は管理開始後 1 年以内に必ず実施していただきます。
- イ 駐車需要の減少、借地返還その他やむを得ない理由により自転車駐車場を廃止する場合があります。

13 選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、市の事務局（担当部署）（以下「事務局」といいます。）において、応募登録事項、応募者の資格及び提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを確認します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者（募集要項 4（2）ア～セ）の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項12（10）ア又はイに抵触した場合などは、提案に事務局が意見を付けた上で、以後の審査を行います。

イ 指定管理者選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の駐車場部会（以下「選定委員会」といいます。）を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

ア 第 1次審査（書類審査）

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項13「審査項目及び審査基準」の表（P.37）に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【順位の決定方法】

各ブロックについて、委員ごとに採点の合計点数（以下「得点数」といいます。）が高い順に順位点（注）を付け、以下の方法で順位を決定します。

（注）順位点については、得点数で 1位が 1点、2位が 2点、3位が 3点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。

- ① 順位点の合計の少ない順
 - ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
 - ③ 順位点の合計と 1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
 - ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位の決定方法に従い決定した上位者から、各ブロック原則 3者までを第 2次審査の対象として決定します。

(イ) 第 2次審査（ヒアリング審査）

各ブロックの第 1次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目・審査基準、順位の決定方法は第 1次審査と同じです。

(ウ) 候補者及び次点候補者の選定

次表の選定順に基づき、順に各ブロックの候補者と次点候補者を選定します。方法は以下のとおりです。

- ① 「鶴舞・桜通線ブロック」について、第 2次審査における順位の上位者から順に、候補者及び次点候補者を選定します。候補者となった場合には、「名城線ブロック」及び「東山線ブロック」の候補者となることはできません（次点候補者となることはできます）。
- ② 「名城線ブロック」について、第 2次審査における順位の上位者から順に、候補者及び次点候補者を選定します。候補者となった場合には、「東山線ブロック」の候補者となることはできません（次点候補者となることはできます）。
- ③ 「東山線ブロック」について、第 2次審査における順位の上位者から順に、候補者及び次点候補者を選定します。

①から③の方法を行った結果、第 2次審査において順位を付された応募者があるものの、他のブロックの候補者となっていることから候補者が選定されなかったブロックについては、第 2次審査で付された順位に基づき、再度同様の方法で候補者及び次点候補者を選定します。なお、このときは当初の①から③における選定結果は考慮しませんので、同一の応募者が複数のブロックの候補者となることを妨げるものではありません。

選定順

選定順	ブロック名
1	鶴舞・桜通線ブロック
2	名城線ブロック
3	東山線ブロック

ウ 企画競争の成立

応募書類の提出者が 1 者であっても、本企画競争は成立するものとします。

エ 審査結果の通知・公表

指定管理者の候補者並びに次点候補者を選定したときは、すべての応募者に対して通知します。

また、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により、審査結果を公表します。公表する内容は、①選定委員会の開催日時、②選定委員会の委員、③候補者及び次点候補者として選定された法人等若しくはグループ、④申請した法人等若しくはグループ、⑤選定委員会における審議の議事要旨等（情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、⑥各法人等若しくはグループの総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳及び順位点とします。

オ 指定管理者の指定

市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について名古屋市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。議決後には、候補者の提案の概要を公表します。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、市公式ウェブサイトにて公表します。

(2) 選定審査の基準

ア 指定管理者の選定審査は、「審査項目及び審査基準」(P.37) に従い行います。

イ 最低基準点等について

基本事項及び指定管理事業において、最低基準点を第 1 次審査終了時における満点の 50% と定め、得点が基準に満たない法人等若しくはグループは第 2 次審査に進むことができないものとします。また、基本事項及び指定管理事業において、採点した委員の過半数が 0 点を付けた審査基準が 1 つ以上ある法人等若しくはグループについても第 2 次審査に進むことができないものとします。

第 2 次審査終了時においても、基本事項及び指定管理事業の最低基準点を満点の 50% と定め、これに満たない場合は、得点上位者であっても、候補者又は次点候補者として選定しないものとします。また、基本事項及び指定管理事業において、採点した委員の過半数が 0 点を付けた審査基準が 1 つ以上ある法人等若しくはグループについても候補者又は次点候補者として選定しないものとします。

(3) 指定管理者選定委員

氏 名	所 属
加 藤 義 人	岐阜大学工学部 客員教授
木 村 雄 二	特定非営利活動法人市民・自転車フォーラム 理事長
佐 野 浩 朗	佐野会計事務所 公認会計士
嶋 田 喜 昭	大同大学建築学部 教授
吉 田 奈津子	みずの総合法律事務所 弁護士

(50音順、敬称略)

【審査項目及び審査基準】

審査項目	審査基準	配点
基本事項		60
公の施設への理解 業務遂行能力と実績	1 公共サービスの提供者としての自覚を持ち、法令遵守・公平な市民サービスに心がけているか	10
	2 情報を適正に取り扱う体制を整えているか	20
	3 施設本来の役割や特性を理解しているか	10
	4 財務状況などから見て、指定期間中、確実に事業を継続できる財政基盤を有しているか	10
	5 類似施設の管理運営実績が豊富にあり、十分なノウハウを有しているか	10
指定管理事業		450
運営方針	6 利用ニーズを十分に把握しているか	20
	7 地域における地元団体や周辺店舗との連携等をどのように行うか	10
利用料金	8 地域及び施設の特性を十分考慮し、柔軟でニーズに合った料金体系となっているか	50
	9 支払い方法等は利用者にとって使いやすいものとなっているか	30
施設管理	10 利用者が利用しやすく景観等に配慮した駐車器具等を設置するか	30
	11 各自転車駐車場における利用区分（一回利用・定期利用）ごと、駐車対象（自転車・原付等）ごと、身体障害者等スペース等及び料金徴収機等の配置計画は適切か	70
	12 手続き方法や情報提供等の利用サービスは適切か	60
	13 不正利用対策、清掃等が適切に実施され、公平で安心かつ快適に利用できるか	20
	14 施設の点検・修繕等の維持管理が適切に実施され、安全な施設となっているか	20
職員体制	15 現地職員の配置及び職務分担は、適切かつ効率的なものであり、現地管理が円滑に行える体制となっているか	30
	16 本部（会社）として、現場でのトラブルや施設管理状況等を十分に把握し、適切に対応できる体制となっているか	30
	17 災害や事故等への備えは十分で、適切かつ迅速に対応できるか	20
収支計画	18 利用料金収入を適切に積算しているか	10
	19 管理経費を適切に積算しているか	10
	20 提案額を超える収益があった場合における、利用者への還元策又は本市への還元金は適切か	10
事業移行	21 事業の移行が円滑に行われ、利用者が混乱しないような対策がとられているか	30
自主事業		10
自主事業	22 自転車駐車場の利便性の向上や周辺路上放置自転車の減少に効果がある自主事業か	10
合 計		520

14 スケジュール（予定）

- ・ 募集の告示：令和 7年 7月18日（金）
- ・ 公募説明会：令和 7年 8月7日（木）
- ・ 質問事項受付期間：令和 7年 8月 7日（木）から令和 7年 8月21日（木）まで
- ・ 質問回答：令和 7年 9月19日（金）までを予定
- ・ 参加表明書提出期間：令和 7年 7月18日（金）から令和 7年10月 3日（金）まで
- ・ 指定管理者指定申請受付期間：令和 7年11月 6日（木）から令和 7年11月13日（木）まで
- ・ 第 1次審査：令和 8年 1月22日（木）
- ・ 第 2次審査：令和 8年 2月 6日（金）
- ・ 審査結果通知：令和 8年 2月下旬
- ・ 指定議案の上程：令和 8年 6月
- ・ 指定管理者の指定（告示）：令和 8年 7月中旬
- ・ 基本協定の締結：令和 8年 7月下旬以降
- ・ 年度協定の締結：令和 9年 4月 1日（木）
- ・ 指定管理者による管理の開始：令和 9年 4月 1日（木）

15 協定の締結

指定管理者は、市と協議の上で協定を締結していただきます。協定書は、全指定期間にわたり効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。各協定書に記載する主な事項は、次のとおりです。

（1）基本協定書

- ア 協定の目的、法令等の遵守、指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務の内容、再委託の禁止
- ウ 事業計画書、収支予算書及び修繕計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- エ 市による評価の実施及び公表
- オ 市が支払うべき経費に関する事項、指定管理料又は指定管理納付金に関する事項

- カ 料金徴収機等の管理、設置等に関する事項
- キ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- ク 個人情報保護のために講じる措置の内容、情報公開に関する事項、管理用カメラの管理及び運用
- ケ 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲、市と指定管理者の責任分担、損害賠償
- コ 指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除
- サ 備品の取扱い、貸付及び使用
- シ 災害や事故が発生した場合等、緊急時における対応
- ス その他
 - (ア) 苦情の処理
 - (イ) 利用者満足度等の把握
 - (ウ) 指定期間終了による業務の引継ぎ、原状回復義務
 - (エ) 市監査委員等による監査
 - (オ) 重要事項に係る事前協議
 - (カ) 協定書の変更
 - (キ) 協議、その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理料又は指定管理納付金の支払方法

(3) 協定が締結できない場合

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったとき、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を失うに至ったとき。
- エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

16 その他

(1) 苦情処理

指定管理者は、利用者等からの苦情対応に関するマニュアルを整備するとともに、苦情発生時には適切で速やかな対応を行うものとし、必要の都度、市に報告するものとします。

(2) 災害や事故等、緊急時の対応

ア 予防措置

- (ア) 指定管理者は、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施してください。
- (イ) 指定管理者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するよう努めてください。
- (ウ) 指定管理者は、施設・設備等の点検を実施し、危険箇所の把握を行い、速やかに対処してください。

イ 災害発生時等

指定管理者は、災害の発生又は災害の発生の恐れがある場合は、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め直ちに市へ報告するほか、必要に応じ警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。

なお、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、市は指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとします。

(ア) 大雨・洪水警報の発令時の対応

大雨・洪水警報の発令中で、現地の状況から浸水の恐れがある場合、地下式の自転車駐車場においては止水板等の設置を行ってください。その後、浸水の恐れがなくなった場合には速やかに解除してください。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合等の対応

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、利用者への案内を行うものとします。現地における管理業務の中止及び有料自転車駐車場の閉鎖については、市と協議し、臨機の措

置をとるものとします。また、当該業務を再開しようとするときは、速やかに市へ通知し、その承諾を得るものとします。

ｂ 大規模地震が発生した場合、有料自転車駐車場の被害状況の把握及び市への報告を行うものとします。

ウ 事故発生時における実施業務

(ア) 利用者被害発生時

指定管理者は、利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行うものとします。また、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたるものとします。

(イ) 第三者による施設被害発生時

指定管理者は、交通事故等、第三者が原因となる有料自転車駐車場への被害が発生した場合、責任を持って原因者と復旧等に関する交渉を行うものとします。また、損傷した施設は速やかに復旧し、利用不能期間が最小限にとどまるよう努めるものとします。

(3) 暴力団の施設利用等における措置

ア 有料自転車駐車場が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるとの疑義があるときは、本市所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において利用の不許可処分を行うこととします。

また、暴力団関係事業者を排除するために、市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 4月 1日施行）に基づき事務手続きを行う場合は、指定管理者は市の指示に従うものとします。

イ 指定管理者は、有料自転車駐車場の管理運営にあたり、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で指定管理者の業務履行の障害となるものをいいます。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいいます。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告し、警察へ被害届を提出してください。

(4) 原状回復

- ア 指定管理者は、指定期間の満了日（指定の取り消しがされた場合においては、市が指定する日）までに、指定管理者の費用負担により、業務の対象となる物件を原状に回復し、市に対して明け渡してください。当該物件の処分方法は市の指示に従うものとします。
- イ 前項の規定に関わらず、指定管理者は、次期指定管理者との協議が整い、市がこれを承認したとき又は市が必要と認めたときは、次のとおりとすることができます。
- (ア) 業務の対象となる物件の全部又は一部について、原状回復を行わずに次期指定管理者又は市に引き渡すこと
- (イ) 原状回復に替えて、別の方法により次期指定管理者又は市に引き渡すこと
- (ウ) 原状回復又は前号の整備に係る工事について、次期指定管理者の指定期間内に行うこと。
- ウ 前二項の規定に関わらず、指定管理者は、指定の取り消しがなされた場合は市が必要と認めた時は次のとおりとするものとします。
- (ア) 業務の対象となる物件の全部又は一部について、原状回復を行わずに市に引き渡すこと
- (イ) 原状回復に替えて、別の方法により市に引き渡すこと

(5) 業務の引継ぎ

- ア 指定管理業務の開始にあたっては、市又は現管理者からの業務引継ぎに協力するとともに、有料自転車駐車場の利用環境に支障のない体制を確保するよう努めてください。植田駅自転車駐車場については、現在管理を行っている公益財団法人なごや建設事業サービス財団及び植田南自転車駐車対策協議会との調整が必要です。
- イ 指定期間の開始以前から定期利用をしている利用者から、指定期間の開始以後も引き続いて利用する申込みがあった場合、同一箇所の駐車場を定期利用できるようにしてください。現管理者が発行する定期券の定期利用期間が現管理者の指定期間末日までとなっている場合も、同様の取り扱いとしてください。なお、配置の変更等により同一箇所の駐車場がない場合にも、近隣箇所の駐車場を利用できるようにしてください。
- ウ 指定期間の終了により、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施するものとします。
- (ア) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等必要

な協力を行うものとしします。

- (イ) 引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。
- (ウ) 指定管理者が発行する定期券のうち、指定期間末日以後に利用期間がまたがるものの収入は、原則として、指定管理者による販売額を、指定管理者と次期指定管理者の利用期間によって按分して精算するものとししますが、指定管理者と次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができるものとします。指定期間末日以後に利用期間がまたがる定期券を発行せず、利用者が希望する利用期間での定期利用ができない場合は、これにより利用者が料金上の不利益を被ることのなることのないよう、定期利用料金の調整を行ってください。
- (I) プリペイド方式の駐車券等を発行する場合は、指定期間が終了し、次期指定期間において同一駅の自転車駐車場で引き続き当該駐車券等を利用できない場合は、払い戻しができることを周知の上、指定期間終了後1か月後まで払い戻しに応じてください。

(6) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定によって生ずる権利及び義務を市の承認を得ることなく第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができません。

(7) 団体の法人格変更

団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市会の議決を経た上で再度指定を行います。

(8) 重要事項の事前協議

指定管理者は、次に掲げる事項については事前に市と協議するものとしします。

- ア 管理運営の事業計画の策定に関すること。
- イ 事業継続が困難になるおそれが生じた場合の有料自転車駐車場の管理運営全般に関すること。

(9) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとしします。

(10) 募集要項に定めのない事項

本要項に定めのないことは、有料仕様書によります。

【問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課（名古屋市役所西庁舎 5階）

電話番号 052-972-2877

電子メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に係る問い合わせにつきましては、必ず電子メールを使用してください。
（通信管理機能等で送達を確認してください。）

